

第3章 第3期の取組みの基本的な方向

1 保険者の主体的取組みの推進

介護給付の適正化事業は、実施主体の保険者が保険者機能の一環として自ら主体的・積極的に取り組むべきものである。

主体的な取組みによる創意工夫こそ、事業が効果を上げる近道であることから、適正化事業の推進に当たっては、保険者が被保険者・住民に対して責任を果たすという観点などを入れながら、目標と計画性をもって、重点項目や手段・方法を工夫しながら取組みを進める。

2 大阪府・保険者・国保連合会の連携

適正化事業の実施主体は保険者であるが、適正化事業の推進に当たっては、広域的視点から保険者を支援する大阪府と国保連システムなどにより適正化事業の取組みを支える国保連合会が必要な協力を行い、一体的に取り組むことができるよう十分に連携を図る。

3 保険者における実施阻害要因への対応

適正化事業の実施が低調な保険者からは、介護給付の適正化の実施の必要性や重要性を認識しつつも、人員や予算の制約などにより着手できないという意見が多く寄せられている。これらは実施が低調な一つの理由ではあるが、保険者は、その背景にある様々な実施の阻害要因を分析し、それぞれに応じた方策を講じながら取り組んでいく。

4 事業内容の把握と改善

適正化事業の推進に当たっては、事業を実施すること自体が目的ではなく、事業を行った結果、介護給付の適正化に着実につなげることが必要である。そのためには、単に実施率の向上を図るだけでなく、事業の具体的な実施状況や内容にも着目し、評価を行いながら、各事業の改善に取り組んでいく。

5 計画期間

第3期適正化計画は、大阪府高齢者計画2015（第6期大阪府高齢者福祉計画及び介護保険事業支援計画（以下「第6期高齢者計画」という。））と一体的に推進することが望ましいことを踏まえ、第3期適正化計画の期間は、第6期高齢者計画の期間との整合性を考慮し、平成27年度から平成29年度までの期間とする。